

報告第1号

専決処分したものに付き承認を求めることについて

加西市税条例等の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和元年5月7日提出

加西市長 西村 和平

専決第1号

専 決 処 分 書

加西市税条例等の一部を改正する条例の制定について

地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）が平成31年3月29日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、加西市税条例（昭和42年加西市条例第50号）等の一部を改正する必要があるが生じたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成31年3月31日

加西市長 西村 和平

## 加西市税条例等の一部を改正する条例

(加西市税条例の一部改正)

第1条 加西市税条例（昭和42年加西市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項中「においては、法第314条の7第1項」を「には、同項」に、「同項第1号に掲げる寄附金」を「同条第2項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、同条第2項中「第314条の7第2項」を「第314条の7第11項」に改める。

附則第9条の2の2の2第1項中「平成43年度」を「平成45年度」に、「附則第5条の4の2第6項（同条第9項）」を「附則第5条の4の2第5項（同条第7項）」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項を同条第2項とする。

附則第9条の2の2の3の前の見出し中「寄附金控除額」を「寄附金税額控除」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に、「第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金」を「第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（次項及び第3項において「都道府県知事等」という。）」に改め、同条第2項及び第3項中「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改める。

附則第9条の2の2の4中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に改める。

附則第9条の2の3中「第314条の7第2項第2号」を「第314条の7第11項第2号」に改める。

附則第12条の2第1項中「3分の1」を「2分の1」に改め、同条第4項中「3分の2」を「4分の3」に改め、同条第5項中「附則第15条第32項第1号イ」を「附則第15条第33項第1号イ」に改め、同条第6項中「附則第15条第32項第1号ロ」を「附則第15条第33項第1号ロ」に改め、同条第11項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第12項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第45項」に改め、同条第13項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第47項」に改め、同条中第14項を第19項とし、第11項から第13項までを5項ずつ繰り下げ、第10項の次に次の1項を加える。

15 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

附則第12条の2第10項を削り、同条第9項中「附則第15条第32項第3号ハ」を「附則第15条第33項第3号ハ」に改め、同項を同条第14項とし、同条第8項中「附則第15

条第 32 項第 3 号ロ」を「附則第 15 条第 33 項第 3 号ロ」に改め、同項を同条第 13 項とし、同条第 7 項中「附則第 15 条第 32 項第 3 号イ」を「附則第 15 条第 33 項第 3 号イ」に改め、同項を同条第 12 項とし、同条第 6 項の次に次の 5 項を加える。

- 7 法附則第 15 条第 33 項第 1 号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は 3 分の 2 とする。
- 8 法附則第 15 条第 33 項第 1 号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は 3 分の 2 とする。
- 9 法附則第 15 条第 33 項第 1 号ホに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は 3 分の 2 とする。
- 10 法附則第 15 条第 33 項第 2 号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は 4 分の 3 とする。
- 11 法附則第 15 条第 33 項第 2 号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は 4 分の 3 とする。

附則第 12 条の 3 中「附則第 12 条第 17 項」を「附則第 12 条第 19 項」に改め、同条第 11 項を同条第 12 項とし、同条第 10 項第 5 号中「附則第 12 条第 29 項」を「附則第 12 条第 31 項」に改め、同項を同条第 11 項とし、同条第 9 項を同条第 10 項とし、同条第 8 項第 5 号中「附則第 12 条第 29 項」を「附則第 12 条第 31 項」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 7 項第 4 号中「附則第 12 条第 21 項」を「附則第 12 条第 23 項」に改め、同項第 6 号中「附則第 12 条第 22 項」を「附則第 12 条第 24 項」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条中第 6 項を第 7 項とし、第 5 項の次に次の 1 項を加える。

- 6 法附則第 15 条の 8 第 4 項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第 12 条第 16 項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。
  - (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
  - (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
  - (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

附則第 14 条第 1 項中「法第 349 条の 3 の 2」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成 31 年法律第 2 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（以下「平成 31 年改正前の法」という。）第 349 条の 3 の 2」に、「法第 349 条の 3 又は法」を「平成 31 年改正前の法第 349 条の 3 又は」に改め、同条第 2 項から第 5 項までの規定中「法第 349 条の 3 又は法」

を「平成 31 年改正前の法第 349 条の 3 又は」に改める。

附則第 18 条第 1 項中「法附則第 30 条第 1 項」を「平成 18 年 3 月 31 日までに初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定(次項から第 4 項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた法附則第 30 条第 1 項」に、「当該軽自動車は初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して 14 年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「平成 31 年度分」に改め、同条第 2 項から第 4 項までを削り、同条第 5 項中「附則第 30 条第 6 項第 1 号及び第 2 号」を「附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号」に、「第 2 項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第 2 号ア	3,900 円	1,000 円
	6,900 円	1,800 円
	10,800 円	2,700 円
	3,800 円	1,000 円
	5,000 円	1,300 円

附則第 18 条第 5 項を同条第 2 項とし、同条第 6 項中「附則第 30 条第 7 項第 1 号及び第 2 号」を「附則第 30 条第 3 項第 1 号及び第 2 号」に改め、「以上の軽自動車」の右に「(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)」を加え、「第 3 項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第 2 号ア	3,900 円	2,000 円
	6,900 円	3,500 円
	10,800 円	5,400 円
	3,800 円	1,900 円
	5,000 円	2,500 円

附則第 18 条第 6 項を同条第 3 項とし、同条第 7 項中「附則第 30 条第 8 項第 1 号及び第 2 号」を「附則第 30 条第 4 項第 1 号及び第 2 号」に、「第 4 項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第 2 号ア	3,900 円	3,000 円
	6,900 円	5,200 円

	10,800 円	8,100 円
	3,800 円	2,900 円
	5,000 円	3,800 円

附則第 18 条第 7 項を同条第 4 項とする。

附則第 18 条の 2 第 1 項中「第 7 項」を「第 4 項」に改める。

附則第 21 条から第 24 条の 3 までの規定中「法第 349 条の 3」を「平成 31 年改正前の法第 349 条の 3」に改める。

附則第 30 条中「、第 17 項」を削り、「第 18 項」の右に「、第 19 項」を加え、「第 20 項」を「第 21 項」に、「第 24 項」を「第 25 項」に改め、「、第 26 項」を削り、「第 31 項」を「第 28 項」に、「第 35 項」を「第 32 項」に、「第 39 項」を「第 36 項」に、「第 42 項」を「第 40 項」に、「第 44 項」を「第 43 項から第 45 項まで」に、「第 45 項」を「第 48 項から第 50 項まで」に改める。

(加西市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 加西市税条例等の一部を改正する条例（平成 29 年加西市条例第 22 号）の一部を次のように改める。

第 1 条のうち、加西市税条例第 82 条第 2 号アの改正規定中

「(ウ) 四輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900 円

自家用 年額 10,800 円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800 円

自家用 年額 5,000 円」を

「(ウ) 四輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900 円

自家用 年額 10,800 円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800 円

自家用 年額 5,000 円」に改め、同条例附則第 17 条の次に 5 条を加える

改正規定（同条例附則第 17 条の 6 第 2 項に係る部分に限る。）中「については」の右に「、

当分の間」を加え、同条例附則第 18 条の見出し及び第 1 項の改正規定を次のように改める。

附則第 18 条第 1 項（見出し含む。）を次のように改める。

（軽自動車税の種別割の税率の特例）

第 18 条 法附則第 30 条に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第 444 条第 3 項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して 14 年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第 82 条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 号ア（イ）	3,900 円	4,600 円
第 2 号ア（ウ） a	6,900 円	8,200 円
	10,800 円	12,900 円
第 2 号ア（ウ） b	3,800 円	4,500 円
	5,000 円	6,000 円

（加西市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第 3 条 加西市税条例等の一部を改正する条例（平成 30 年加西市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条のうち、加西市税条例第 48 条第 1 項の改正規定中「及び第 11 項」を「、第 11 項及び第 13 項」に改め、同条に 3 項を加える改正規定中「3 項」を「8 項」に改め、同改正規定（同条第 10 項に係る部分に限る。）中「次項」の右に「及び第 12 項」を加え、「その他施行規則で定める方法」を削り、同改正規定（同条第 12 項に係る部分に限る。）中「申告は、」の右に「申告書記載事項が」を加え、同改正規定に次のように加える。

13 第 10 項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前 3 項の規定は、適用しない。法人税法第 75 条の 4 第 2 項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第 10 項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で

定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。

15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項(同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。)の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

附則第1条第5号中「3項を」を「8項を」に改める。

附則第2条第3項中「第12項」を「第17項」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第1条中加西市税条例第34条の7の改正規定並びに同条例附則第9条の2の2の3、第9条の2の2の4及び第9条の2の3の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定は、平成31年6月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の加西市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第34条の7並びに附則第9条の2の2の4及び第9条の2の3の規定は、平成32年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成31年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第 34 条の 7 第 1 項及び附則第 9 条の 2 の 2 の 4 の規定の適用については、平成 32 年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 34 条の 7 第 1 項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第 1 項第 1 号に掲げる寄附金（平成 31 年 6 月 1 日前に支出したものに限る。）
附則第 9 条の 2 の 2 の 4	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に掲げる寄附金（平成 31 年 6 月 1 日前に支出したものに限る。）
	送付	送付又は加西市税条例等の一部を改正する条例（平成 31 年加西市条例第 号）附則第 2 条第 4 項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第 1 条の規定による改正前の加西市税条例附則第 9 条第 3 項の規定による同条第 1 項に規定する申告特例通知書の送付

4 新条例附則第 9 条の 2 の 2 の 3 第 1 項から第 3 項までの規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第 1 号に掲げる規定の施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成 31 年法律第 2 号。以下この項において「改正法」という。）第 1 条の規定による改正後の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 314 条の 7 第 2 項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第 1 条の規定による改正前の地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第 3 条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成 31 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 30 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第 4 条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成 31 年度分の軽自動車税について適用し、平成 30 年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第 5 条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成 31 年度以後の年度分の都市計画税

について適用し、平成 30 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

- 2 この条例の施行の日から所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成 30 年法律第 49 号）附則第 1 項ただし書に規定する規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第 30 条の規定の適用については、同条中「若しくは第 48 項から第 50 項まで」とあるのは、「、第 48 項若しくは第 49 項」とする。

(審議資料)

地方税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第2号)が平成31年3月29日に公布されたことに伴い、加西市税条例(昭和42年加西市条例第50号)等の一部を改正する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定により議会の承認を求めるもの。

**【概要】**

(1) 住宅ローン控除の拡充に伴う措置 <施行日:平成31年4月1日>

所得税の住宅ローン控除の改正により延長される控除期間(11年目~13年目)において、所得税額から控除しきれない額について、これまでと同じ控除限度額の範囲内で個人住民税額から控除する。

(2) ふるさと納税制度の見直し <施行日:令和元年6月1日>

次の基準に適合する地方団体をふるさと納税(特例控除)の対象とする。

① 寄附金の募集を適正に実施する地方団体

② ①の地方団体で返礼品を送付する場合には、以下のいずれも満たす地方団体

- ・返礼品の返礼割合を3割以下とすること
- ・返礼品を地場産品とすること

(3) その他 <施行日:平成31年4月1日>

- ・法人市民税関係:大法人等の電子申告の義務化に伴う所要の措置の追加
- ・固定資産税関係:高規格堤防の整備に伴う建替家屋に係る税額の減額措置の創設
- ・地方税法等の改正に伴う文言の整合、引用条文の条ずれの修正等